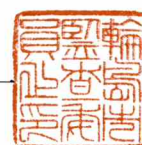


輪島市監査公表第2号

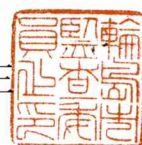
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和元年11月1日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和元年10月9日（水） 農業委員会事務局

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年8月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○農業の生産性を高め、競争力を強化していくため、担い手への農地集積・集約化の推進と、生産コストの削減を目指し、新たに耕作放棄された農地の所有者への今後の意向調査等を行っている。担い手への農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化とコスト削減を進めるとともに、耕作放棄地の減少に努めていただきたい。

○予算額に対し多額の不用額が生じている。減額補正を行うなど不用額の低減に努めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。